

令和7年度の加工原料乳生産者補給金及び 集送乳調整金の単価、総交付対象数量並びに関連対策について

[] は ALIC 事業

1 単価

令和6年度		令和7年度
・加工原料乳生産者補給金 8.92円/kg	→	<u>9.09</u> 円/kg (対前年差 + 0.17円/kg)
・集送乳調整金 2.68円/kg	→	<u>2.73</u> 円/kg (対前年差 + 0.05円/kg)
・ALIC事業(集送乳調整金相当) 【資料1-2参照】 0.07円/kg	→	<u>0.08</u> 円/kg (対前年差 + 0.01円/kg)
・合計 11.67円/kg	→	<u>11.90</u> 円/kg (対前年差 + 0.23円/kg)

2 総交付対象数量

令和6年度		令和7年度
・総交付対象数量 325万トン	→	<u>325</u> 万トン
・ALIC事業【資料1-3参照】 18万トン うち13万トンの単価は脂肪分のみ うち5万トンの単価は補給金等と同額	→	<u>18</u> 万トン うち13万トンの単価は脂肪分のみ うち5万トンの単価は補給金等と同額
・合計 343万トン	→	<u>343</u> 万トン

3 総額

392.7億円	→	<u>400.4</u> 億円 (対前年差 + 7.7億円)
うち補給金等 377.0億円 ALIC事業 15.7億円		うち補給金等 384.2億円 (+7.2億円) ALIC事業 16.3億円 (+0.6億円)

集送乳経費の合理化への支援 (ALIC 事業)

【課題】

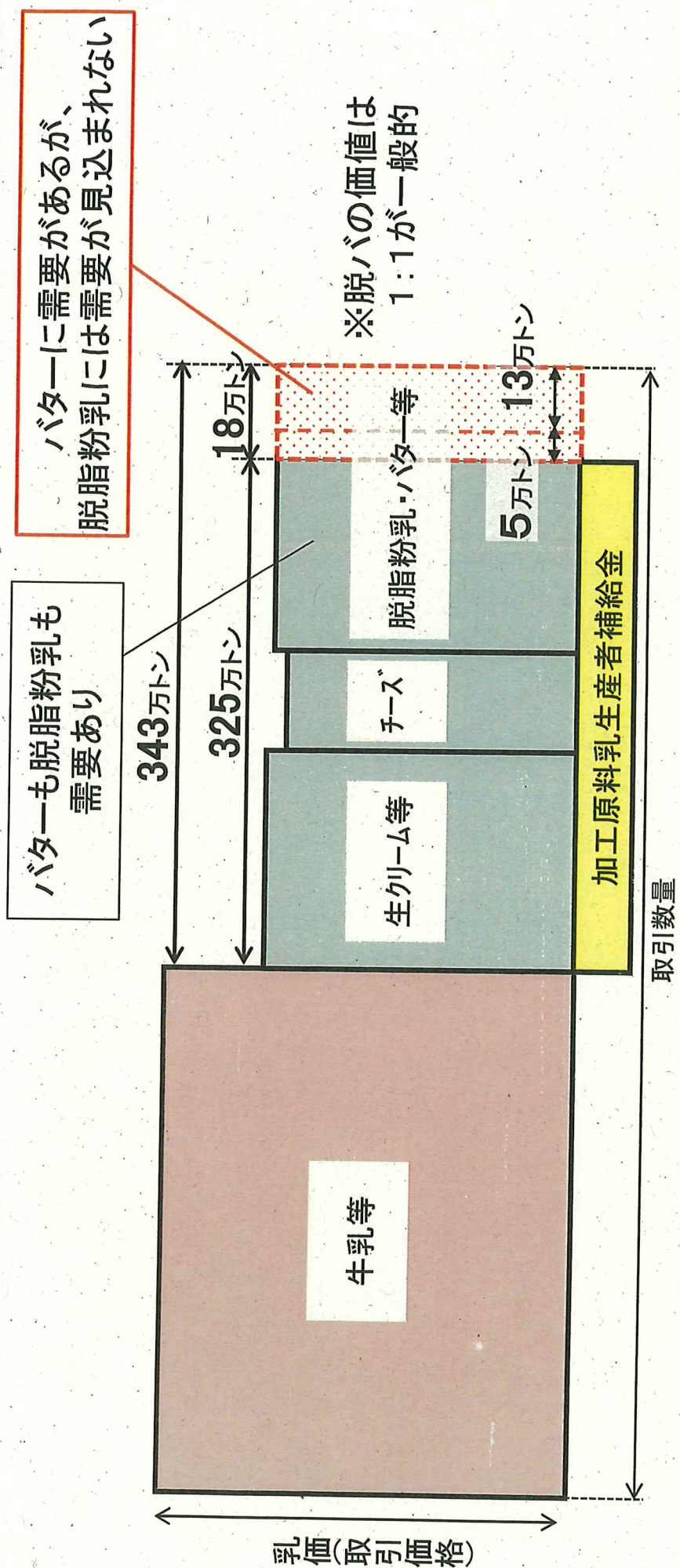
今後の集送乳経費の上昇が懸念されており、特にあまねく集乳を行う指定事業者は、条件不利地域にある酪農家からも安定的に集乳を行う必要があり、影響が大きい。

【対策の内容】

今後予想される将来の集送乳経費の上昇を先行的に抑えるために指定事業者が緊急的に行う合理化の取組に対して、0.08 円/kgの奨励金を交付する。

【予算額：3億円】

バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善への支援 (ALIC事業)



令和6年度と同様に、バターと脱脂粉乳の需給不均衡を改善する取組に対し、

【5万トン】 補給金制度と同単価で支援

[予算額：単価×5万トン **6.0億円**]

【13万トン】 ・バター分は、本事業により補給金相当額 (支援を脂肪分のみで充てる形) で支援

[予算額：単価×13万トン×1/2※ **7.7億円**]

※ 実際の仕向け量が13万トンを下回る場合は、予算の範囲内で1/2の係数を1までの範囲で引き上げられる。

[**合計 13.7億円**]

・脱脂粉乳分は、令和6年度補正予算により在庫低減等の取組を支援

(資料 1 - 3)

令和7年度向け酪農関係対応について

● 酪農関係の総額は、昨年より 31.4 億円増

- ・ 補給金等 400.4 億円 (+7.7 億円)
- ・ 脱脂粉乳・チーズ 103.0 億円 (+2.0 億円)
- ・ エコ畜 55.8 億円 (△4.3 億円)

- ・ 現行のエコ畜の実績見合いを確保
- ・ 地域に応じた飼料増産の取組を選択可
- ・ 150ha を超える大規模草地の取組のスケールメリットを考慮
(事業参加者の 9 割超は 150ha 以下)

- ・ 長命連産 50.0 億円
- ・ 中小対策等 (ALIC) 45.7 億円
- ・ クラスター事業 (+26 億円)
(所要額 371 億円)

酪農再開

畜産クラスター事業において酪農向け再開

- ・ 施設整備：申請受付を再開 (搾乳施設・成牛舎を除く)
- ・ 機械導入：全ての機械 (※) の申請受付を再開
(頭数を増やさないことを条件)

※中古機械も対象

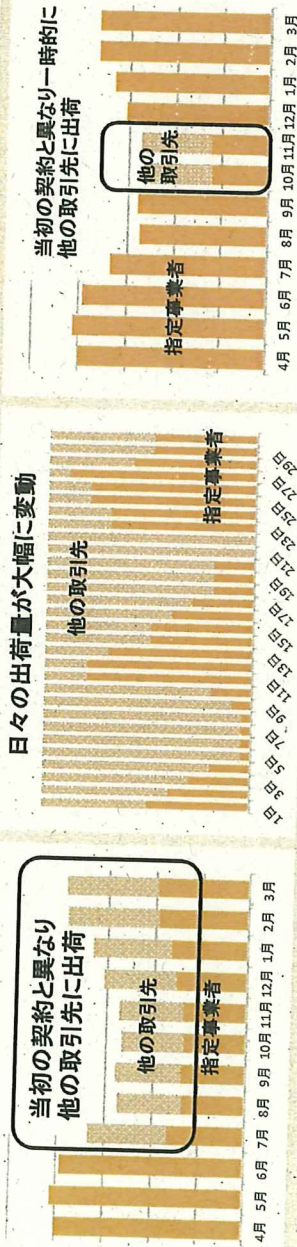
改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

- 平成30年4月の改正畜安法の施行後、生乳流通の多様化が進む一方、「需給緩和時の需給調整が難しくなっている」、「酪農家間で不公平感が生じている」等の現場の声がある。
- こうした生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、組合員の平等という原則の下で、制度上何をどこまでできるか、公正取引委員会とも議論をしながら検討してきているところ。

令和4年5月公表パンフレット

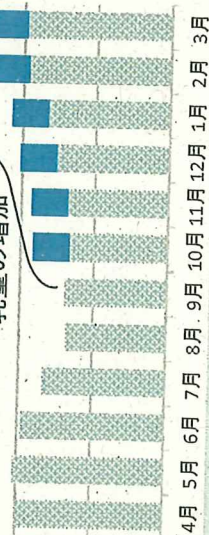
部分委託の場当たり的な利用について(畜安法施行規則で規定)

年間契約に反して出荷量を大幅に増減させると、需給調整や生乳販売が困難になる可能性。指定団体がそのような申出を拒むことは、「正当な理由」に当たる場合がある。



規模拡大に取り組んでいる場合について(指導)

年度途中で季節変動を超えて出荷乳量が変わるため、契約前に増頭計画を伝えた上で契約協議を行う必要。



令和4年5月公表 酪農家向けパンフレット「酪農経営の安定のための生乳取引に向けて」(抜粋)

<現場の声の一例>

- 需給緩和時は、乳業が引受・販売可能な量にも限界があるが、生産者から「前年に系統外に出荷していた分の生乳を翌年には指定団体に出荷したい」と期首に申出があった場合など、**あまねく集乳する義務が課されている指定団体は断ることができない。**
- 指定団体外出荷者だけが需給調整や対策を負担しており、不公平。**



組合員の平等という原則の下で、制度上何をどこまでできるか、公正取引委員会とも議論をしながら運用改善について検討してきている。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整のあり方等に係る対応状況

- 平成30年4月の改正畜安法の施行後、生乳流通の多様化が進む一方、「需給緩和時の需給調整が難しくなっている」、「酪農家間で不公平感が生じている」等の現場の声がある。
- こうした生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、需給の安定等に向けて、①畜安法における新たな規律の強化に向けた検討を行い、②生乳流通事業者間で生乳の需給等についての情報交換を積み重ね、③畜産部会においても需給調整のあり方について更に議論を行っていく。

①畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

【現行の課題(一例)】

- 畜安法上、指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- 需給緩和時に、規模拡大や出荷先の変更等により翌年度の生産者との取引乳量が増加すると、販売先を探すことが困難。

②系統及び系統外との需給調整に関する情報交換会の積み重ね

【現行の課題】

- 生乳流通の多様化が進んでいること、系統・系統外事業者による需給調整の取組が相互に不透明となっていることにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。

③畜産部会においても需給調整のあり方を更に議論

【対応状況・今後の方向】

- 翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に**申出の期限を設定することが可能となるよう令和6年4月に省令改正**を実施。
- 季節変動に応じた年間安定取引となるよう生産現場の声を丁寧集めながら**更なる規律強化の検討を進めていく**。

【対応状況・今後の方向】

- 系統・系統外の生乳流通事業者が出席し、生乳の需給等に係る取組状況、課題等について情報交換する場を設け、**令和6年11月までの1年間で8回の会を開催**。
- 飲用向けの投げ売りを防止するため、乳製品への加工が重要であることを議論。
- 今後も継続的に開催し、需給の安定等に向けた議論を積み重ねる。

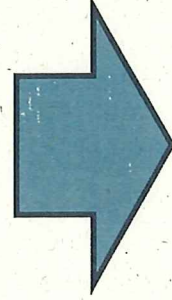
【対応状況・今後の方向】

- 上記①②も含め、需給調整のあり方等に係る今後の取組を整理し、実現に向けて更に議論

効率的かつ効果的な需給調整の取組を推進し、酪農家間の不公平感にも対処

生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、
消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

- 1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。
- 2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。
用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。
- 3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。全国的な対
策への関係者の参加。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、**国の様々な政策ツールを通じ**
て促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

・生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等を進めていく。

これまでの取組

(1) 畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- ・需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- 翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に**早期の申出の期限を設定することが可能**となるよう**省令改正**を実施。

08

更なる課題

- ・季節変動に沿った数量で取引契約が結ばれているが、**期中に出荷先を一部変更する等契約を違反する生産者がいる**。
- ・しかし、一般的に出荷数量は暑熱や分娩のタイミングでも大きく変動するため、こうした生産者に数量の変動のみで**違反を問うにくい**。

対応方向

- ・指定団体が契約違反への対応を強化するための省令改正等を実施
- (1) 生産者に事情の説明を求め、**期中の出荷先の変更等にはきちんと契約違反を問えるよう運用を明確化する**
- (2) その上で、**契約違反を繰り返す生産者から翌年度分の取引の申出は拒むことができ**るようにする等

(2) 系統及び系統外との需給調整に関する情報交換会の積み重ね

- ・生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなってきている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- これまで情報交換会を8回実施し、飲用の投げ売り防止のため加工が重要であること、**生乳需給の安定のために全国的に必要な取組があること**等を議論。

- ・投げ売り防止のための不需要期を中心とした加工仕向け先の確保・拡充

- ・脱脂粉乳在庫低減対策等、全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加

- ・需給調整施設の整備を支援する事業を措置(令和6年度補正予算)

- ・稼働率向上にも資する既存加工施設の融通について議論

- ・来年度から、**全国的に必要な取組への拠出を、幾つかの主要な補助事業への申請要件とする措置(クロスコンプライアンス)を導入**

(3) 畜産部会においても需給調整のあり方を更に議論

上記(1)(2)も含め、需給調整の在り方等に係る**今後の取組を整理・議論し、酪肉近に反映**